

八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金（継続）

※R.2年度新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金をうけられた方も補助対象です

対面での接客等を伴う事業者の皆様の 予防対策に要した費用の支援を行います



申請期間を令和3年12月31日(金) 当日消印有効 に延長しました!!

施設等への補助

八代市内に施設を有し
感染予防対策を行った施設

補助率

上限

3/4 **10万円**

施設等1件につき

■対策費用100,000円(税抜)の場合

100,000円×3/4=75,000円(補助金の額)

■対策費用133,334円の場合

133,334円×3/4=100,000円(補助金の額)

※対策費用が133,334円以上の場合一律10万円(補助額)

タクシー等への補助

八代市内に事業所があり
感染予防対策を行ったタクシー等

補助率

上限

タクシー等車両1台につき

3/4 **3万円**

※但し1事業者最大100万円までとします

■1台の対策費用4万円の場合

40,000円×3/4=30,000円(補助額)

※一台対策費用が4万円以上の場合一律3万円(補助額)

■1台当たりの補助額が3万円がタクシー会社が
タクシーを34台対策を実施した場合

3万円×34台=1,020,000円・・・上限100万円のため100万円

対象経費

①CO2測定器、アクリル板、アルコール除菌・殺菌(接客で人が触れる個所を除菌・殺菌するようなもの)、空気清浄機、加湿器、サーキュレーター、つい立、パーテーション、ビニールカーテンなどの購入・設置、非接触型検温器、フェイスシールド、マスク、手指消毒液の購入費

②換気機能等付きエアコンの設置、換気扇及び網戸の改修工事費

※①②ともに令和3年3月16日以降に購入した費用(※対象経費に消費税は含まない)

申請方法

※混雑・クラスター感染を避けるため、**特定記録郵便での申請のみ**とします。

※具体的な申請要件等については、市ホームページ(「八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金(継続) 交付要綱」「よくあるご質問Q&A」)をご確認ください。

送付先

〒866-8601(市役所専用) ※この郵便番号を使うと住所の記載を省略できます。

八代市 商工・港湾振興課

八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金(継続) 係宛

お問い合わせ

八代市役所経済文化交流部 商工・港湾振興課

TEL: 0965-33-8513

八代市 予防対策補助金



申請に必要な書類

申請書兼請求書・内訳書

八代市のホームページからダウンロード後印刷していただくか、次の配布場所で入手の上で申請ください。[八代市 予防対策 補助金](#)

申請書類配布場所

- ・八代商工会議所
- ・八代市商工会
- ・八代市 仮設庁舎総合案内所
- ・八代市 各支所 地域振興課
- ・八代市 商工・港湾振興課 (旭中央通3-11T Sビル4F)

「安心なまちやつしろプロジェクト」感染防止対策ステッカー等を店舗に掲示している写真等



登録についてのご相談

安心なまちやつしろプロジェクト
TEL 070-7651-8246
(八代商工会議所内)

「安心なまちやつしろプロジェクト」ホームページ
<https://8246.anshinnamachi.com/>

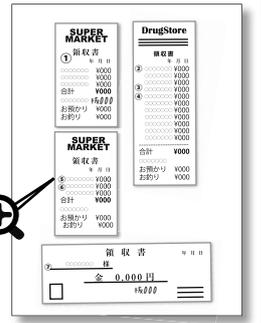
※本補助金申請については「安心なまちやつしろプロジェクト」への登録(申請中も含む)が必要となります。



予防対策に要した費用のレシート領収書のコピー (台紙にお貼りください)

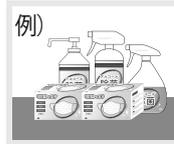
※内訳書の項目の番号と税抜き価格を対象のレシート領収書に記載してください

- ⑤ サージカルマスク ￥198 税抜き180
- ⑥ 手指消毒スプレー ￥1,100 税抜き1000



予防対策を行ったすべての写真

※事業を行って場所での写真 (台紙にお貼りください)



※エアコンの場合は設置機種の型番がわかる写真と換気機能等が付けられていることがわかる資料等も必要です

許認可証の写し等

・事業に必要な許認可証の写し(業種によって異なります)

※許認可を受ける必要がない業種の場合は
・施設等の名称がわかる看板等の写真

補助金振込先の通帳の写し

(1) 通帳の表面

(2) 通帳を開いた

1・2 ページ



対象施設等

日本標準産業分類での下記の業種で事業に供する施設等及びタクシー等。

ただし、次の施設等は対象施設としない。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者が営む施設
- ・特定の風俗営業事業者が営む施設
- ・対面での接客等を行わない施設
- ・接客の場とならない車両
- ・当補助金と同様の目的で国等が実施する支援事業等の対象となる施設

■ 鉱業、採石業、砂利採取業 [05] 鉱業、採石業、砂利採取業 ■ 建設業 [06] 総合工事業 [07] 職別工事業 (設備工事業を除く) [08] 設備工事業 ■ 製造業 [09] 食料品製造業 [10] 飲料・たばこ・飼料製造業 [11] 繊維工業 [12] 木材・木製品製造業 (家具を除く) [13] 家具・装備品製造業 [14] パルプ・紙・紙加工品製造業 [15] 印刷・同関連業 [16] 化学工業 [17] 石油製品・石炭製品製造業 [18] プラスチック製品製造業 (別掲を除く) [19] ゴム製品製造業 [20] なめし革・同製品・毛皮製造業 [21] 窯業・土石製品製造業 [22] 鉄鋼業 [23] 非鉄金属製造業 [24] 金属製品製造業 [25] はん用機械器具製造業 [26] 生産用機械器具製造業 [27] 業務用機械器具製造業 [28] 電子部品・デバイス・電子回路製造業 [29] 電気機械器具製造業 [30] 情報通信機械器具製造業 [31] 輸送用機械器具製造業 [32] その他の製造業 ■ 電気・ガス・熱供給・水道業 [33] 電気業 [34] ガス業 [35] 熱供給業 [36] 水道業 ■ 情報通信業 [37] 通信業 [38] 放送業 [39] 情報サービス業 [40] インターネット付随サービス業 [41] 映像・音声・文字情報制作業 ■ 運輸業、郵便業 [42] 鉄道業 [43] 道路旅客運送業 [44] 道路貨物運送業 [45] 水運業 [46] 航空運送業 [47] 倉庫業 [48] 運輸に付随するサービス業 [49] 郵便業 (信書便事業を含む) ■ 卸売業、小売業 [50] 各種商品卸売業 [51] 繊維・衣服等卸売業 [52] 飲食料品卸売業 [53] 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 [54] 機械器具卸売業 [55] その他の卸売業 [56] 各種商品小売業 [57] 織物・衣服・身の回り品小売業 [58] 飲食料品小売業 [59] 機械器具小売業 [60] その他の小売業 [61] 無店舗小売業 ■ 金融業、保険業 [62] 銀行業 [63] 協同組織金融業 [64] 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 [65] 金融商品取引業、商品先物取引業 [66] 補助的金融業等 [67] 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む) ■ 不動産業、物品賃貸業 [68] 不動産取引業 [69] 不動産賃貸業・管理業 [70] 物品賃貸業 ■ 学術研究、専門・技術サービス業 [71] 学術・開発研究機関 [72] 専門サービス業 (他に分類されないもの) [73] 広告業 [74] 技術サービス業 (他に分類されないもの) ■ 宿泊業、飲食サービス業 [75] 宿泊業 [76] 飲食店 [77] 持ち帰り・配達飲食サービス業 ■ 生活関連サービス業、娯楽業 [78] 洗濯・理容・美容・浴場業 [79] その他の生活関連サービス業 [80] 娯楽業 ■ 教育、学習支援業 [81] 学校教育 [82] その他の教育、学習支援業 ■ 医療、福祉 [83] 医療業 [84] 保健衛生 [85] 社会保険・社会福祉・介護事業 ■ 複合サービス事業 [86] 郵便局 [87] 協同組合 (他に分類されないもの) ■ サービス業 (他に分類されないもの) [88] 廃棄物処理業 [89] 自動車整備業 [90] 機械等修理業 (別掲を除く) [91] 職業紹介・労働者派遣業 [92] その他の事業サービス業 [93] 政治・経済・文化団体 [94] 宗教 [95] その他のサービス業

※国・県・市等の公共施設は除く。※業種がご不明な場合は、商工・港湾振興課 (33-8513) までお問い合わせください。